

滋賀県レイカディア大学彦根キャンパスサポートの会活動規約

第1章 総 則

(名称)

第 1条 本団体は、レイカディア大学彦根キャンパスサポートの会（以下「本会」という）と称する。

(1) 事務所はレイカディア大学彦根キャンパス事務所内（彦根市大東町2番28号アルプラザ彦根4階コージータウン内）に置く。

(本会の設置目的)

第 2条 この規約はサポートの会が自らのサポート活動に関することを定めるものである。サポートの会は高齢者が時代の要請する実践的な新しい知識、教養と技術を身につけ、地域の担い手として登場できるようレイカディア大学に提言して、協働によるレイカディア大学の運営に資することを目的とする。

(サポートの内容)

第 3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学生募集支援
- (2) 大学祭への支援
- (3) 学生対象初心者パソコン講座の実施
- (4) レイカディア大学ホームページの運用管理
- (5) レイカディア大学だよりの発行・配布
- (6) 地域貢献活動のアンケート調査
- (7) 選択講座助手
- (8) 園芸学科の実習準備
- (9) 校外学習の引率サポート
- (10) その他、前条の目的を達成するための必要な活動

(各団体との連携)

第 4 条 サポートに際しては、レイカディア大学同窓会、NPO,各種団体、関係委期間、ボランティア等と連携し、講師の派遣や在学生等の地域活動への支援などについて協力を求めるものとする。

第2章 サポーター

(サポーターの委嘱、登録)

第 5 条 サポーターは、レイカディア大学（彦根キャンパス）の卒業生等で、大学の趣旨に賛同しサポート活動に意欲の有る者が、同学長から「滋賀県レイカディア大学サポートの会サポーター」（以下「サポーター」という）を委嘱され名簿登録された者とする。

2、任期は3年とする。但し、代表の依頼及び本人の希望がある時は、以降の任期は1年ごとの委嘱とする。

3、活動年度の途中で登録を行った場合は、その任期は年度末をもって1年とみなす。

4、本会の登録及び脱退の申し出には随時応じるものとする。

(本会の構成)

第 6 条 本会は、第5条1項のサポーターにより構成し、第3条のサポート内容を具体化するために、部会および部、プロジェクトチーム（以下「PJT」という）を置き、その組織図は別に定める。

(1) 部会は、園芸学科部会、北近江文化学科部会、健康づくり学科部会とする。

(2) 部、PJT は、総務部、広報部、交流部、学生募集 PJT、大学祭 PJT、地域活動 PJT とする。

2、サポーターは卒業した学科の部会に所属する。但し、第11条により、代表・副代表・監事は除く。

3、部・PJT は、原則各部会のサポーターから構成し兼任で活動する。

第3章 役員

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 1 名
- (3) 監事 1 名
- (4) 会計 1 名
副会計 1 名
- (5) 総務部・広報部・交流部 各部長 1 名
- (6) 総務部・広報部・交流部 副部長 若干名
- (7) 学生募集 PJT・大学祭 PJT・地域活動 PJT リーダー（以下「PJT」という、各 PJT 1 名
- (8) 学生募集 PJT・大学祭 PJT・地域活動 PJT 副リーダー（以下「副 PJT」という） 若干名
- (9) 園芸学科部会・北近江文化学科部会・健康づくり学科部会
各部部长 1 名
- (10) 園芸学科部会・北近江文化学科部会・健康づくり学科部会
各副部长 若干名
- (11) その他、代表が指名するもの若干名

尚、代表、副代表、総務部長を「三役」とする。

(役員を選出)

第 8 条 役員は次の方法により選出する。

- (1) サポーターの 1 年目は本会活動の全体把握に努め、2 年目は本会のリーダーとしての活動を、3 年目は後輩サポーターの育成と活動のフォローアップに努めることを前提に選出する。
- (2) 代表、総務部長、広報部長、交流部長、部部长、会計、PJT は 2 年目のサポーターの中から選出し、副代表及び副部長、副会計、副部长、副 PJT は 1 年目のサポーターの中から選出することを原則とする。

(3) 代表が必要と認めた場合は、1年目、2年目のサポーターの中から選出し、必要に応じて複数名選出できる。

(4) 監事は前期代表がその任にあたる。

2. 役員会の議を経て次期役員候補を選考するために「三役」に選考を委任することができる。

(1) 「三役」は、選考委員会を開催し、役員候補を選考して役員会へ答申しなければならない。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

(1) 代表は本会を代表し統括する。

(2) 1、副代表は代表及び各PJTを補佐し、代表に事故あるときはこれに代わる。

2、副代表は各学年の学科長会議に出席し意見を集約するものとする。

(3) 監事は会計監査を行うほか、本会への助言やフォローアップを行う。

(4) 総務部長は部を代表し、本会の運営ならびに活動が円滑に実施されるよう会務全般を統括する。副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときはこれに代わる。

(5) 広報部長は部を代表し本会ならびに大学情報を広く発信するなど、情報を管理し運営する。副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときはこれに代わる。

(6) 交流部長は部を代表し本会ならびにサポートの会会員及び在学生との交流が図れるよう企画・運営を立案実践する。副部長は部長を補佐し、部長に事故有るときはこれに代わる。

(7) 部会長は部会を代表し部会の活動計画を立案実施するとともに、部会を統括する。副部会長は部会長を補佐し、事故あるときはこれに代わる。

(8) PJLはPJTを代表しPJLの活動計画を立案実施するとともに、PJTを統括する。ふくPJLはPJLを補佐し、事故あるときはこれに代わる。

第10条 役員任期は1年とする。但し再任は妨げない。但し、休校等による年度の期間変更があれば、活動期間に応じて見直しを行う。

2、役員が年度途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(専任)

第11条 代表、副代表、監事は専任とする。

第4章 会議及び報告会

(情報伝達方法)

第12条 本会及び各関係団体への会議の招集・議事録等の情報伝達は、次の方法を取り徹底する。

(1) サポーター全員への情報伝達は、各部会長を通し連絡する。

(2) 会議の招集及び議事録等の情報伝達は、電子媒体を主として、その他の情報伝達手段を補助する。

(議事録)

第13条 会議の議案については議事録を作成し保存をする。

2、議事録には次の事項を記載すること。

(1) 会議の日時、場所及び出席人数。

(2) 議事事項及び議決事項。

(3) その他、関係者が必要と認めた事項。

(役員会)

第14条 役員会は第7条の役員及び代表が指名する者で構成し、最高意思決定機関とし月1回を目途に開催する。

2、役員会の付議事項は次のとおりとする。

(1) 規約の制定及び改廃。

(2) 部会、部、PJTの活動報告と次年度活動計画。

(3) 会計及び監査報告と次年度予算計画。

(4) 次年度の役員改選。

(5) その他役員会及び調整会議で必要と認めた事項。

本会議での議決結果等は、調整会議に報告する。

3、役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。

4、役員会は代表が招集し、出席者の過半数で決し賛否同数の場合は代表が決する。

5、議長は代表が任命する。

(調整会議)

第15条 本会議は、第7条に定める役員、大学事務局、レイカディア大学同窓会、NPO 法人レイカディアえにしの会、レイカディア大学草津キャンパスサポートの会、在学生の学科長で構成する。

2、本会議は、役員会報告事項等の調整機関として、毎月1回を目途に開催し、会議結果に基づきサポート活動を実施するものとする。

3、会議を構成する者の任期は在学生学科長を除き原則1年とする。但し、再任は妨げない。

4、本会議は代表が招集する。但し、代表が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

5、議長は代表が任命する。

(全体説明会)

第16条 全体説明会は、原則年1回9月に開催し代表が招集する。

2、全体説明会は、サポーターへの事業報告会とし各部、各部会、各PJTから1年間の活動報告を行う場とする。

3、全体説明会の進行役は、総務部長とする。

(サポート活動 部会・部・PJT)

第17条 部会、部、PJTの会議開催は、各組織長が招集する。

2、部会、部、PJTの会議議長は各組織長が行う。

(顧問機関の設置)

第18条 代表はその還元において、専門委員会等を設置し、特定の課題を調査又は審議させる

ことができる。

2、専門委員会等は、調査又は検討した結果を役員会に答申する。

第5章 活動年度及び保険

(活動年度)

第19条 本会の活動年度は、10月1日から始まり翌年9月30日に終わるものとする。但し、
休校等による年度の期間変更があれば、活動期間に応じて見直しを行う。

(ボランティア保険の加入)

第20条第5条1項のサポーターは、レイカディア大学の負担でボランティア保険に加入する。
活動中の事故損害については保険の対象範囲内で対応する。

2、第4条の連携するボランティア団体等で、代表が認める場合はサポーターとともにボランティア保険に加入する。

第6章 会計

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、10月1日から始まり翌年9月30日に終わるものとする。但し、
休校等による年度の期間変更があれば、活動期間に応じて見直しを行う。

(経費)

第22条 本活動の経費は滋賀県社会福祉協議会からサポートの活動に対して支払われる活動費
と、本会員からの寄付によりサポート活動費に充てる。

(会計報告)

第23条 本会の会計報告は会計が年度末に作成し、毎年度終了後に監事に提出して監査を受け
なければならない。

第7章 その他

(サポートの会と大学事務局との協議)

第24条 サポートの会と大学事務局は、年度末等サポートの会に関して協議する場を設けるこ

とができるものとする。

(その他)

第25条 この規定に定めのない本会活動に関する事項については第14条に記載の役員会で定める。

付則

この規約は平成23年3月28日から施行する。

平成25年10月29日一部改正

平成26年10月24日一部改正

平成27年10月30日一部改訂

平成28年 9月29日一部改訂

平成29年10月 5日一部改訂

平成30年10月12日一部改訂

令和 元年10月18日一部改訂

令和 3年 4月 8日一部改訂

令和 4年 5月18日一部改訂

令和 5年 4月10日一部改訂

令和 5年 7月 3日一部改訂

令和 6年 4月 1日一部改訂